

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和19年6月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日の昭和19年6月5日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月5日から同年10月1日まで

私は、昭和19年4月にA社に入社し、7月から正社員となり、20年2月に海軍に入隊したため、同年1月に退職した。同僚は、昭和19年6月5日から9月までの4か月間が厚生年金保険に加入しているようになっているので、この間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の氏名が認められる上、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和19年6月5日付けであることが確認できる。

また、当該払出簿には、申立人が記憶する元同僚3人について、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和19年6月5日付けとして申立人の前後に払い出されていることが認められる上、当該元同僚のうち二人には、社会保険庁のオンライン記録においても同日付で被保険者資格を取得し、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する生年月日索引簿には、厚生年金保険手帳記号番号払出簿で、申立人の次に払い出されている者（申立人が記憶する元同僚3人を含む。）について、それぞれ記号番号が一致することが認められ、当該索引簿の備考欄に「A」、「B（健康保険整理記号）」と記載されていることが確認できることから、当該記号番号はA社に勤務した当時に新規に払い出された手帳記号番号に相違ないものと考えられる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿

(昭和 23 年 10 月 23 日書換)において、元同僚の氏名が記載されていることが認められ、当該元同僚は厚生年金保険手帳記号番号払出簿と同様に昭和 19 年 6 月 5 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが認められるものの、申立人の氏名は確認することができない。

また、当該名簿は書き換え後の名簿(昭和 23 年 10 月 23 日)であると推認される場所、書き換えがなされる前の名簿については社会保険事務所において保管されておらず、確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和 19 年 6 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年2月は28万円、同年3月から同年9月までの期間、9年1月から同年3月までの期間は41万円、8年10月から同年12月までの期間、9年4月から12年6月までの期間は38万円、同年7月から14年12月までの期間は53万円、15年1月については36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成8年2月から15年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から15年2月21日まで

A社に勤務していた平成8年2月1日から15年2月21日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及びA社への照会結果から、申立人は、申立期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、8年3月から同年9月までの期間、9年1月から同年3月までの期間は41万円、8年10月から同年12月までの期間、9年4月か

ら12年6月までの期間は38万円、同年7月から14年12月までの期間は53万円、15年1月については36万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、8年2月については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和62年1月から平成元年12月までの期間は26万円、2年1月から6年7月までの期間は22万円、同年8月及び同年9月については28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和62年1月から平成6年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月1日から平成6年10月1日まで
昭和62年1月から平成6年9月までの標準報酬月額が、私が所持している給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及び源泉徴収票の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、昭和62年1月から平成元年12月までの期間は26万円、2年1月から6年7月までの期間は22万円、同年8月及び同年9月については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としているが、給与支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年2月1日から33年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年2月1日に、資格喪失日に係る記録を33年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、32年2月から同年7月までは8,000円及び同年8月から33年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人が昭和44年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年3月23日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月ごろから45年ごろまで

私は、昭和16年から45年にかけてA社をはじめとして何か所かの事業所に勤務した。厚生年金保険の加入記録がまったく無いのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年2月1日から33年3月31日までの期間については、申立人の具体的な供述及び複数の元同僚の証言により、申立人が、当該期間においてA社に臨時職員として勤務していたことが推認できる。

また、当時のA社の給与担当者に照会した結果、「臨時職員は、すべて厚生年金保険に加入させたと思う。」と証言している上、当該給与担当者は、当時の臨時職員のほぼ全員について、その氏名を記憶している。

さらに、複数の元同僚が証言した当時の臨時職員数と社会保険事務所のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することが認められることから、A社の事業主は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年2月1日付けで、臨時職員の全員について厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年2月1日から33年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務していた同職種の元同僚の記録から、昭和32年2月から同年7月までを8,000円及び同年8月から33年3月までを1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しており、関連資料は無く保険料を納付したか否かについては不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年2月から33年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和32年2月1日から33年4月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和44年9月1日から45年3月23日までの期間については、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が一致する未統合記録が確認できることから、申立人が昭和44年9月1日から45年3月23日までの期間においてB社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、同被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和32年2月1日以前の期間については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、A社に断続的に勤務していたことは推認することができるものの、当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての該当が無い上、一緒に勤務したとする元同僚についても、当該期間において当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和33年4月1日から44年8月31日までの期間については、申立人が勤務したとするC市役所及びD社は、当時、厚生年金保

険の適用事業所としての記録は無く、E社及びF社については、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、いずれの事業所に係る申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、当時の元同僚から証言を得ることもできないことから、勤務期間等を特定することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。